

# 第7回孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議

## 議事録

---

### (開催要領)

1. 開催日時：令和4年11月10日（木）10:00～12:00
2. 場 所：永田町合同庁舎第3共用会議室
3. 出席者（構成員）：

|       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 石田 光規 | 早稲田大学文学学術院文化構想学部教授                    |
| 菊池 馨実 | 早稲田大学理事・法学学術院教授                       |
| 窪田 由紀 | 九州産業大学学術研究推進機構科研費特任研究員                |
| 駒村 康平 | 慶應義塾大学経済学部教授                          |
| 近藤 尚己 | 京都大学大学院医学研究科社会疫学分野教授                  |
| 原田 正樹 | 日本福祉大学社会福祉学部教授                        |
| 宮本 太郎 | 中央大学法学部教授                             |
| 森山 花鈴 | 南山大学社会倫理研究所准教授                        |
| 山野 則子 | 大阪公立大学現代システム科学研究科教授                   |
| 横山 美江 | 大阪公立大学大学院看護学研究科ヘルスプロモーション<br>ケア科学領域教授 |

### (議事次第)

1. 開会
2. 議事
  - ・孤独・孤立対策の重点計画について
3. 閉会

### (配布資料)

- |     |                               |
|-----|-------------------------------|
| 資料1 | 「孤独・孤立対策の重点計画」に関する議論の整理       |
| 資料2 | 参考資料                          |
| 資料3 | 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 分科会2 中間整理 |

○菊池座長 それでは、ただいまから第7回「孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議」を開催いたします。

本日も朝から御参集いただきまして、ありがとうございます。

まず初めに、配付資料の確認と委員の出欠状況につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○石川参事官 事務局でございます。よろしくお願いいたします。

まず資料につきましては、資料1から資料3を配付しております。もし不足がございましたら、お申しつけください。

委員の出欠状況ですが、本日は全員御出席でございます。また、オンラインでの御参加が、窪田委員、駒村委員、近藤委員、原田委員、宮本委員、森山委員、横山委員です。なお、駒村委員と原田委員におかれましては、後ほど遅れて参加されますので、御承知おきいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○菊池座長 それでは、議事に入りたいと思います。

前回に引き続き、孤独・孤立対策の重点計画を議題とさせていただきます。

本日は、これまでの議論を基に重点計画に盛り込む事項、内容について議論したいと思います。

それでは、資料1から3について、事務局から説明をお願いします。

○石川参事官 それでは、資料1をお開きください。

「『孤独・孤立対策の重点計画』に関する議論の整理」と題する資料でございます。

有識者会議におきまして、これまで重点計画に関して御議論いただきましたが、これまでの議論を基にしまして、重点計画に新たに反映することが考えられる事項を事務局で整理したものでございます。なお、今後、各省庁の関連施策の調整等がございますが、そうしたことも今後、重点計画に反映していくということでございます。

これまで大きく5つの論点に沿いまして、この会議で御議論いただきましたが、論点ごとにいただいた御意見、御議論を基にした整理を論点ごとに記載したという構成でございます。

まず1つ目の論点、「我が国の世帯構造の変化を踏まえた、孤独・孤立対策の方向性について」でございます。これにつきましては、まず「我が国における孤独・孤立に関する状況」につきまして、最新の状況として、自殺者数の動向、また、小中学校の不登校児童生徒数の過去最多という動向、こうした状況があるということがございます。

また、委員からの御意見でしたが、我が国においては、人と人との「つながり」や人間関係は自らが自主的に働きかけないと築くことができない社会になりつつあるということが議論としてございました。

また、事務局から御報告し、今日の資料2で入れておりますけれども、国連の「世界幸福度報告」によりますと、「社会関係資本」に関する指標とみなされることが多い「社会的支援」（困ったときにいつでも頼れる友人や親戚がいるか）については、G7の中で下位である、こうした状況が確認されるところでございます。

「孤独・孤立対策の方向性」につきまして、単身世帯、単身高齢世帯の増加が見込まれる、これは前回の会議でも御紹介しましたが、こうした中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。新型コロナウイルス感染拡大が収束しても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対して、必要な施策を検討・実施していくといった方向性でございます。

また、現行計画でも、当事者や家族等の立場に立った施策を推進することが基本理念としてございますけれども、それに、同世代や同性による対応が望ましい場合があることにも留意することが、実は骨太方針でも触れていることでありますが、そのような留意点もあるということでございます。

先ほど触れました「社会関係資本」の強化については、当事者や家族等が人との「つながり」を実感できるようにすることが、こうした「社会関係資本」の強化にも資する、そうした点からも施策を推進していくという方向性です。

また、後ほども御紹介しますが、実態調査の結果等も踏まえて、関係府省の施策に孤独・孤立対策の視点を組み入れて取り組んでいくこと。こうしたことに関連する御議論がございましたが、それについてこのような方向性が考えられるということでございます。

2 ページをお開きください。2 つ目の論点、「実態調査結果や孤独・孤立に関連する各種調査を踏まえた、孤独・孤立対策の重点化」につきまして、若年世代や中年世代、男性に対して、今後考えられる施策についてでございます。

まず1 つ目の○の、令和3 年実態調査結果によりますれば、1 つ目のポツの最後の行にあります、孤独感が「しばしばある・常にある」という回答や孤独感スコアが高い人の割合は20代、30代で高いこと。また、孤立について、例えば、社会的交流について、「同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが全くない」人の割合が1 割程度、また、社会参加について「特に参加していない」人の割合が半分以上、このような結果がございました。

さらに、この実態調査結果を有識者の石田先生に分析していただいた結果を前々回の会議で御紹介しましたが、その主な内容でございますけれども、まず「現在の孤独感に至る前に経験した出来事」として、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人と「時々ある」と回答した人の差を見て、10%ポイント以上の差があるのは、「人間関係による重大なトラブル」ですとか「生活困窮・貧困」、10%ポイント程度の差があるのは「心身の重大なトラブル」であった。また、5%ポイント以上の差については「一人暮らし」ですとか「転校・転職」等々、ここに記載のようなことがあった。すなわち、家族、学校、職場での不適應が孤独につながっていることが見えてきたところでございます。

また、これらについては、貧困ですとか就労ですとか転校等と孤独との関係についての御議論がございましたので、実態調査としてもそういうところがうかがえる点を御紹介する形にしてはどうかということでございます。

「支援を受けない理由」につきましては、下のほうの行に書いておりますけれども、孤独で支援を求めている一定数の人は、支援の受け方が分からない、受けたいが我慢する、手続が面倒という理由で支援を受けていないことが分かる、こうしたことが見えてきたところでございます。

次のページをお開きください。3 ページでございます。

相談相手の有無につきましては、男性に孤立の傾向がある、従来の研究と同様にそうし

た傾向が見られることや、これまで孤立については高齢者が問題視されてきたけれども、本調査では孤独感と同様に中年層の孤立の傾向が明らかになったこと、世帯収入については低所得の層で孤立の傾向があること、就業形態については「仕事をしていない」「派遣社員」等について孤立の傾向が見られることが、分析結果としてございました。

また、相談相手に関しては、家族・親族と友人・知人にほぼ集約されるが、未婚化の進展により、家族・親族のサポート力は今後徐々に落ちていくと考えられることや、友人・知人については中年になるほど緩やかに減っていく、また、男性のほうが女性よりも友人・知人のネットワークが薄いという分析結果です。

さらに、仕事・学校関係でございますけれども、年齢が上がるにつれて仕事関係から地域関係への転換が見られる、とはいっても、自治会、町内会、近所の人を挙げる方はまだ低くて、地域とのつながりはあまり活用されていないのが実情である、このような分析結果です。

また、「相談相手と孤独感等の関係」では、孤独感の強い人、健康状態の悪い人、外出しない人は相談相手のいない人が多い、そのような相談相手のいない人の孤独感が高い、ただ、相談先を一つでも持てば孤独感がかなり改善されるという分析でございます。

最後の「他者への手助け」に関しては、10代、20代の若い世代で他者に手助けをしている人が多いことや、相談相手のいる人は他者への手助けをしている人が多い、このような分析結果でございます。

その次の○になりますけれども、今年実施予定の実態調査の結果も用いた要因分析を行うこととしつつ、先ほどの実態調査の結果を踏まえて、「予防」の観点からの施策を推進していくという方向性でございます。また、実態把握のみならず国際比較の蓄積も推進していくことが、この論点に関する取組として考えられるのではないかとということでございます。

次の3つ目の論点、4ページをお開きください。先ほど御紹介した実態調査の結果を踏まえた、孤独・孤立の「予防」の観点から今後必要と考えられる施策についてです。これに関しては、重点計画の基本方針で挙げております「支援を求める声を上げやすい社会とする」や「見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う」といった基本方針の下で、どういう施策が今後考えられるかという論点です。

これに関しては、国の官民連携プラットフォームの分科会における検討成果を、この会議で御紹介しました。そのポイントを4ページの枠囲みのところで御紹介しております。

大きく3つの視点から対応策を整理したものでございまして、「制度を知らない層」については、制度や情報に触れる機会を増やす必要があること、「プッシュ型」「アウトリーチ型」で支援情報を届け、予防的な関わりを強化するということで、例として転入・転出等がございました。

また、「制度は知っているが相談できない層」につきましては、支援を受ける手続き等

を分かりやすくすることで相談へのハードルを下げる、相談できる社会環境をつくる、手続きの負担感を減らすということが対応策として挙げられております。

最後の「相談者（相談を受ける人）になり得る層」については、社会的理解や関心を高めたり、関われるタイミングやきっかけをつくること、また、身近な実践者の事例を紹介することが挙げられております。

最後に、地方版の官民連携プラットフォームを活用した好事例の構築を図って全国への普及を進めるということが、官民での議論の場で提案されたところでございます。

次の5ページをお開きください。もう一つの分科会であります分科会2における中間整理で触れられた内容です。

ポイントでございますけれども、「課題解決型の支援」と「つながり続けること」を両立させることがセーフティーネットの構築であると捉えるべきである。孤独・孤立対策において、「緊急時対応」のみならず「日常生活環境における対応」が予防や早期対応の観点からも重要である。この部分に広く網をかけた取組を進めていくことは、「緊急時対応」を中心とした他分野・他施策の基盤の強化にもつながる。さらに、こうした「日常生活環境における対応」として、当事者を含め広く多様な主体が関われるようにし、人とのつながりや信頼が醸成され、全体としてセーフティーネットが形成されていくような「豊かな地域づくり」を進めていくことが重要である。このような議論が分科会2においてございました。これをこの会議でも先般御紹介したところでございます。

こうしたことを受けながら、この論点につきましては、孤独・孤立についての理解・意識や機運の醸成等のため、御意見もございました、幼少期からの「共に生きる力」を育む教育、これは現在の重点計画で記載しておりますが、それに加えて、豊かな人間関係づくりを推進するという視点を加えることとしてはどうかということでございます。また、これらの推進については、実態調査の結果を活用しつつ、先ほどの分科会1の検討成果に沿って具体的な取組を進めるということでございます。

また、日常生活環境に関しましては、現在、交流関係の基本方針を順天計画に書いておりますけれども、その部分について、日常生活環境において交流を目的として多様な「つながり」の場となる居場所は、気軽に相談したり早期対応につなげる場にもなる。まさに、これに関連する御議論がこの会議でもございました。その上で、日常の様々な分野で緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくりや、これも御意見がございましたが「見える化」、市民による自主的な活動やボランティア活動を推進する。こうしたことが整理としてはあるのではないかとということでございます。

最後の6ページでございます。4つ目の論点、「官・民・NPO等の連携を強化する」、これは重点計画の4つ目の基本方針であります。そういう観点から、地方自治体や日常生活の場である地域における今後の取組、また、国の役割、地域の関係者に期待される役割について、という論点です。

まず、行政・民間の各種施策の取組の連携・充実について、これは現在の計画でも盛り

込んでおりますが、その際には、実態調査の結果を活用しつつ、行政には地方自治体も含めてですけれども、地方自治体も含めて実態調査の結果を活用しつつ連携・充実を図っていくということ。

2つ目は、国の取組ですけれども、一元的な相談支援体制等の本格実施に向けた環境整備や、地方における官民連携プラットフォームの形成に向けた環境整備。国がモデル事例を地方へ提示しつつ、参画する関係者が対等につながる「水平型連携」を目指す、こうした視点を今回加えてはどうかということでございます。

また、支援者支援などNPOへの支援を促進するための方策の在り方を検討すること。

さらに、関係行政機関において、社会福祉協議会や住民組織と協力しつつ、NPO等の民間法人との間で相互に密接な連携を図ることが現行計画で書かれておりますが、民間企業についての御議論もございましたので、民間企業も含めた民間法人との間での連携。また、NPOを念頭に協働を図っていくことも視点として加えてはどうかということです。

前回、愛媛県及び宇和島市からヒアリングを行いました。都道府県と市町村の関係性、役割に関連して、都道府県と市区町村との連携・協力を含めて地方自治体において体制整備をするということがございます。

最後に、日常生活の場における地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、すべての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」を築けるような社会環境づくりを目指す。こうしたインフォーマルな人間関係や活動に関する御意見等、これに関する御意見が様々あったことも踏まえまして、こうした視点を盛り込んでどうかということでございます。

最後の5つ目の論点、施策の評価・検証、または指標に関してですけれども、これにつきましては、御意見は頂戴しましたが、整理としては、「つながり」の場づくりの施策としての評価、効果的な運用につきましては、これは現行の計画で書いておりますが、それに必要な方策を今後検討という整理にしてはどうかということでございます。

また、施策の評価・検証に関しては国際比較も利活用することとしつつ、指標につきましては、御意見も踏まえまして引き続き検討という整理にしてはどうかということでございます。

論点に沿った議論の整理については、以上でございます。

以上の一部についての参考資料として、資料2をお配りしております。適宜御参照いただければと思いますが、1点補足させていただきますのは、この資料2の5ページでございます。官民連携プラットフォームの分科会2の中間整理につきましては、前回の会議では案の段階でしたけれども、中間整理ということで取りまとまった形になりますので、それを御紹介するものでございます。内容は文言程度の修正でございますけれども、強いて申し上げれば、この5ページの右側の中ほどに図がありますが、ここで一番右の「日常生活環境における対応」が左側のほうまで広がっていくようなことが整理としてはいいのではないかと分科会2でございましたので、そのような図の修正を行っております。

す。その他、若干の文言の整理を行った上で、分科会2としての取りまとめが行われたということでございます。その実際の文章編につきましては、資料3としてお配りしておりますので、御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

○菊池座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からこの資料1の議論の整理につきまして御意見をいただければと思います。

委員名簿の順にそれぞれ5分程度で御発言いただきたいと思います。なお、駒村委員と原田委員は遅れて参加されるということですので、後ほど御発言をいただくということにさせていただきます。

それでは、今日はまた五十音、若い順にということで、石田委員からお願いしてよろしいでしょうか。

○石田委員 石田です。

資料、ありがとうございます。お話に出てきたことをかなりもう網羅的にまとめていただいたという感じで、多分○の部分のところにいろいろとコメントをしていくのかなというような感じをしております。実際のところ、本当にすごいしっかりとまとめていただいたので、あまり今のところないというようなところで、強いて挙げるのであれば5ページの2番目の○のところですか、相談という言葉が結構出てきているのですが、やはり相談は意外と相談していいのかどうか認識していないですとか、あるいは相談ということに捉えられること自体を嫌がるとかというようなことが結構あったりするので、本当に単純に話したりとかというようなことも入れておいていいのかなというような感じがしました。そういったものをいろいろな地域に設けたりですとか、あるいは目につく場所にそういうようなものを置いてというようなところは入っていると思いますので、私の意見はそれぐらいです。

以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

それでは、窪田委員、お願いしてよろしいでしょうか。

○窪田委員 よろしく願いいたします。

すみません、これまで2回、ちょっと日程調整がつかず欠席になってしまいました。ユーチューブで一応議論の経過を拝聴させていただきましたが、十分理解できていない点もあるかもしれません。どうぞよろしくお願いいたします。

本当にきちんとまとめていただいている、感想めいたことになるのですが、2番目の実態調査結果に基づいてということに関して、先日、石田委員が分析していただいたところで、特にやはり孤独・孤立と相談相手がいるかいないかということが非常に深く結びついているというところで、ハイリスクの30代から50代であるとか男性であるとか世帯収入が低いとか、それから、雇用の状況が不安定という方々というのがターゲットにな

と思うのですが、この方々にそれこそ今、石田委員もおっしゃいましたが、相談のニーズがあるかという、孤独・孤立に関しての相談ということに関して言うと非常に表に出てきにくいということがあるのと、こういう方たちへの支援というときに孤独・孤立への相談というよりは何がニーズなのかを明らかにすることが重要だと思います。

つまり、多分これは雇用の方からのドロップアウトみたいなのところが大きくて所属するコミュニティがないというようなことだと思いますので、この辺り、どのように入れていただければいいのかはちょっとよく分からないですけれども、孤独・孤立対策というストレートなアプローチよりは、その方たちのニーズに沿った形での所属感を高め、かつ、それが自己有用感とか雇用にきっちりつながることで経済状況が改善するというか、そういう辺りのアプローチということが重要なのだろうなというように思いました。

それから、3つ目の実態調査の結果を踏まえてというところなのですけれども、その中で私自身が非常に興味を持ちますのは、相談者になり得る層の育成というところで、これは分科会1のまとめの中にも様々なライフステージで支え手となる方法を学ぶ活動の実施とかというところがございまして、この辺りは以前から既に盛り込まれている「共に生きる力」を育む教育とかとも関連してくるところだと思いますが、先ほども民間事業者との連携みたいな話も前回から出ていますが、学校教育であるとか民間事業者、つまり、児童期、青年期、比較的若い段階から地域の居場所づくりとか交流活動に何か参加する仕組みというのでしょうか。

これは声を上げやすい社会をつくるというのは本当に社会の文化自体を変えるというかなり長期的な取組になってくることがだと思いますので、そういう意味でこの辺りの相談者になり得る層の育成の辺りに、これもどこまで基本方針として書き込んでいただくのが適切かということには判断が要ると思いますけれども、仕組みとして学校教育の段階から、それから、企業、民間事業者の研修であるとか社会貢献の一つとして当該地域の活動に何らかの形で関与するという、何かそういう仕組みができることで、これは結果として自身がそういう交流の場に最初はその仕組みとしてであっても関与することが、先々、自身が支援だとか交流の場が新たに必要なときにそこにつながることへの抵抗感を下げるといような長期的な効果につながるのではないかというように思いました。

それから、1つ最後、評価指標のところなのですけれども、この辺り、直接的に孤独とか孤立感が解消されるのかというところを評価指標にするとなかなか難しく、交流の場、そのものの評価のことについてどういように見ていくかということが課題として挙がっていましたが、この辺り、多分既に様々な行政施策の評価などにプログラム評価という考え方、つまり、成果だけを評価するのではなくて、そもそもその取組がどれぐらいニーズに沿って組み立てられているのかであるとか、具体的にどういうことが行われているのかであるとか、そこにどれだけのニーズに即した人が参加しているのかというようなプロセス評価と、それから、直接的なアウトカム、そして、中長期的なことも含めて包括的に見ていくような評価の指標というような考え方というのはメインストリーム化しているので



はないかとも思いますが、そういうものを入れていくことで、一見、まだ直ちにそれが孤独・孤立対策につながっていると見えにくいような活動の意味なんかが明確になるのではないかというように思いました。このことは、多くの既存のプログラムの再評価であるとか同じような目的でされているものを統合していくとか、そういう際にも重要な視点になるのではないかというように思いました。

以上です。ありがとうございました。

○菊池座長　ありがとうございます。

それでは、近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員　会場の声、まだ大分小さいようですが、調整できればと思います。

私から一つは、資料2の参考資料の中にも書いてありますが、骨太方針の中で新しい資本主義に向けた改革の一つとして孤独・孤立対策を入れていただいております。今日、事務局から説明があったようにこの社会関係資本、人も組織もつながりがないと社会が成り立たないわけであって、非常に根源的な資本であるという認識は共有できているのではないかなと思います。お金、つまり経済資本や人的資本という部分が今のところ新しい資本主義の議論の中では強調されて、経済システムの中にも取り込まれている状況がありますけれども、そこにぜひ社会関係資本の取り込みとその運用、そのための仕組みづくりというのをもっと積極的にやるべきではないかということは、この孤独・孤立対策の重点計画の中での議論から言えることではないかなと思います。そのような提案ができるとよいかなと思います。

例えばソーシャル・インパクト・ボンド、SIBとか、そういった投資的なお金を福祉活動に取り組むようなことは非常に広がっており、また、それを担う企業や運営会社もできていますので、そういったところも後押しして孤独・孤立対策という視点のSIBのような活動が広がることも目指すことができると思います。

もう一つは、医療の巻き込みの部分、以前から何度かお伝えしていますけれども、やはり先日の自治体ヒアリングの中でも、孤独・孤立対策のための組織連携を積極的に進めているところであっても医療機関にアプローチするというのがとても難しく、その連携団体の中に医療の職能団体とか医療機関というものがほとんど入っていないということが分かりました。やはりここは行政側から医療のほうにアプローチすることの難しさが表れているのだと思います。

これに対しては、今、厚労省が1年半進めてきているモデル事業、「保険者とかかりつけ医との協働による加入者の予防健康づくり事業」いわゆる社会的処方モデル事業ですけれども、これの中でも「医療に行政や福祉の側から声かけするというのは非常に難しかった」「こういうモデル事業があったおかげで医療との連携が進んできてうれしい」なんて声があります。逆に言うと、モデル事業に手挙げしていない自治体ではそういったことが依然として非常に難しいということなのだと思います。今の重点計画に書かれていますように、「孤独・孤立は命の問題である」ということも踏まえると、やはり医療関係団体

のほうからのより積極的な関与を求める、あるいは、医療機関が関与したくなるような仕組みが必要ではないでしょうか。例えば医療機関への参画のインセンティブ、孤独・孤立対策への活動のインセンティブであるとか、そういった制度的な支援ができないかなと思います。

これはちょっと具体的なことになりますが、例えば医療現場では在宅医療の中で在宅療養指導管理料とか慢性疾患指導料といった、患者さんの療養生活をしっかり支援したときに診療報酬が加えられるようなことが既に実装されているのですね。現状では、生活指導の声かけなど、何らかのことをしているだけで管理料が支払われる仕組みになっているのですが、患者さんが病気を管理するためにも孤独・孤立や生活困窮といった生活状況のアセスメントとその対応、これはやはり必須なのだろうと思っています。そういった条件を管理料算定の基準に盛り込むなんてことは可能なのではないかなと考えております。非常に議論が必要なところだと思いますので、それこそ、原田委員を含めその他の分野の皆様のお意見も聞いてみたいと思っていますところですよ。

もう一つ、人材育成のところ、今、制度の中で切れ目ない支援を行っていくということが繰り返し、今回も確認されましたけれども、やはり現場の方々とお話を聞くと、今ある制度の間に落ちてしまう、抜け落ちてしまう方々を拾い上げられる、そういった柔軟な活動がもっと広がる必要があるとの声が大きいです。そういった柔軟な活動を支援できる仕組みというものがうまくできないものか、なんていうお悩みを聞きます。そういう視点で聞くと、今日のお話の中でもそういった方々のネットワークをつくるというのは一つの方法ではあるのですが、あとはそういった人材育成ですね。そういったものも必要なのではないかと思います。

例えば以前、原田委員から伺った、日本学術会議が提案しているコミュニティソーシャルワーカーの普及や、それを可能とするための社会福祉士の人材育成の加速なんてことも大事なのではないかなと思います。こういった制度、人材育成の公的な仕組みの中に組み込まれていない自主活動として私が注目しているものに、いわゆるコミュニティナースという方々の活動があります。地域の中で様々な人の健康や孤独・孤立の状況に対応していくような方々が増えて、そのための自主的な人材育成の仕組みもできて活動も進んでいるというのを聞いています。

あとはコミュニティユースワーカーといって、若者や子供に寄り添うための精神医療や、児童心理の専門的な知識とスキルをしっかりと勉強するようにした上で自主資格を与えているような団体もあると聞いています。こういった民間から出てきた運動というのもしっかり取り込み、一緒に協働して進めていける、そういったものを後押ししていけるような仕組みができるといいのではないかなと感じます。

以上です。

○菊池座長　ありがとうございます。

それでは、宮本委員、お願いします。

○宮本委員 事務局の御尽力で各委員の議論がかなり丁寧にまとめられ、孤独・孤立の実態と、それから、それに対する施策の在り方については、議論の蓄積が明瞭になっているというように思います。ただ、感心していたりお礼を申し上げているだけでは仕方がないのであえてその先の課題と申しますか、そこについて考えてみたいというように思います。

それは官民連携というときに今、近藤委員からのお話にもあったのですが、いかに官の裾野が広がっていくのか、民のアクターが多元化していくのか、その辺りがやはりまだ見えてこないというところがあるかというように思います。宇和島市の話も伺って、重層的支援体制整備事業がてこになっているというのは、同事業の議論に関わった立場として大変うれしく思ったのですが、ただ、重層的支援体制整備事業というのはやはり厚労行政の枠の中での一体化なのですね。先ほどの近藤委員からのお話にあった医療管理料の問題も、これはやはり地域の医療関係者を巻き込んでいく上では非常に有益だというように思います。ただ、広い意味での厚労行政をどう超えていくのか。宇和島市もやはり高齢者の担当部局が軸になって様々な試行錯誤をされているわけで、本当に見事に枠を広げているというように思いますけれども、やはり多くの場合、そうしたカリスマ公務員の力量だとかスーパーNPOリーダーの裏技、荒技だとかといったところに依拠している場合が多いのではないかとということです。

令和5年度の孤独・孤立の概算要求も拝見して、ここで本当に官の裾野が広がっているわけです。子ども食堂支援でこども家庭庁、不登校児支援で文科省、フードバンク推進で農水省、住宅セーフティネットで国交省の予算がこの孤独・孤立対策の予算として束ねられているわけなのですね。これは大きな一歩だと思うのですが、これを実際に担当する自治体が組み合わせて一つの大きなムーブメントにしていく見通しというのはどれくらい確保されているだろうか。

例えば今の一連の予算を組み合わせると、空き家を活用した子ども食堂でフードバンクが連携し、そこに不登校児が参加していくといったような形が可能になっているというように思うのですが、しかし、実際に自治体がそのような方向で動き出す可能性ですね。あるいはこうした予算を所管している各自治体の部局がそうした予算を孤独・孤立対策のツールとして認識している程度というのはどれくらいなのだろうかということです。

官民連携地方版のプラットフォームの事業に参加している自治体も増えていますが、名張市とか鉾路市とか鳥取市とか、この種のことと言っていいのかわかりませんが、非常に敏感で先駆的な取組を重ねてきた自治体でありまして、これがさらに大きく広がっていくことがどれくらい期待できるかということです。

それから、今、官の裾野の広がりという話をしましたけれども、民のアクターの多元化、これは、一つは前回の議論から出ている民間企業のコミットメントだというように思いますが、この間、何度かヒアリングをする機会があったのですが、今、コンビニエンスストア業界とか、それから、宅配便の業界ですね。こうした業界が地域のつながりの劣化、もっと言ってしまえば地域の解体傾向に対する強い危機感を持っている。それはもうビジネ

スの基盤が揺らいでいるという認識だというように思います。実際、横浜の栄区などではローソンが住民協議会と一体化してその店舗を経営していたり、多摩市の永山は私の地元なのですけれども、ここではヤマト運輸が団地の空き店舗に出店して住民のイベントスペースを提供したり生活支援サービスを行ったりしているのですけれども、やはりこうした民間企業の取組と自治体の接点というのがこうした例外的な事例を除けば非常に弱くなっているわけであります。

こうした中で、繰り返しになりますけれども、官民連携の官の裾野を広げ、民のアクターを多元化していくための仕掛けみたいなのをどれくらい埋め込んでいけるかというところが次の大きな課題ではないかなというように思います。評価指標の話が出ていました。やはり評価指標の中にインセンティブを埋め込んでいくというのは非常に大事なポイントであるかなというように思います。

それから、実際、こうした各部局が連携しようとしたときに、連携しようという号令はかかっているのですけれども、その一方で、結構いろいろなブレーキが伏在しているわけですね。やろうとすると会計検査院に怒られたりする。予算の性格が違うというように言われたりする。これもしばしば聞くところであります。次のステップとして、この辺りを丁寧に点検して、また評価指標の作成についてもモチベーションを高めていくということを非常に重視して設計していただければというように思います。

以上です。

○菊池座長　ありがとうございます。

それでは、森山委員、お願いします。

○森山委員　南山大学の森山です。

おまとめいただき、ありがとうございます。資料に沿って少し私のほうから意見、出させていただければと思うのですけれども、まず1つ目の論点の部分で気になった部分、孤独・孤立対策の方向性の部分ですが、何度か同世代や同性による対応が望ましい場合というように書かれているのですが、もちろん、同世代や同性による対応が望ましい場合もあれば、そのようには限らない場合も多かったりするので、これは人材育成にも関わってくるのですが、多種多様な相手から相談を受けられるように人を育てていくというか、相談員側も増えていくことというのが重要ではないかというように思いました。

2つ目の2ページ目のところの調査を踏まえた重点化のところではちょっとだけ言葉が気になったところがありまして、四角の枠の中に「家族、学校、職場での不適応が孤独につながっている」というように書かれていまして、この不適応という言葉を使ってしまうと、御本人が適応しないのが悪いのだみたいなようなイメージがついてしまうのかなというところが少し心配になりました。

また、支援を受けない理由で我慢ができる程度であるとか手続が面倒であるというようにお答えされる方も多いところなのですけれども、支援や先ほどもお話があったのですが相談へのイメージというのものもあるように思いますし、あとは今後、官民連携で地方

にも広げていくというときに都市部と地方でも支援の受け方というのは差があるように思います。ですので、この後の3つ目の論点にも関連するのですが、相談したことがない人が相談にどういうハードルを感じているのかですとか、相談してみて大変だったという人がどういう現状があったのかということも今後は可能であれば知ることができるのではないかと思います。

その後の3ページ目にあるように孤独感の強い人とか健康状態の悪い人、外出しない人というのは相談相手のいない人が多いというのも書かれていますけれども、例えば相談の手段が対面限定である場合が多かったりですとか、電話をかけるというハードルがあったりとかしたときに、どんな人が出るか分からないとか、もし知り合いの人が出たらどうしようとかそういうハードルも地方ではあるのではないかと思います。

3つ目の論点のところに関わってくるのですが、制度を知らない層と制度を知っているが相談できない層、相談者になり得る層があるというようにここにも書かれています。制度は知っているが相談できない層というところはやはり今、お話ししたように地域の現状を踏まえることも重要ではないかと思います。例えば地域によっては地元が知り合いばかりで逆に知り合いの人が相談で相談員としていたりすると逆に話せないということもあったりですとか、かといって地域ではなくて県のほうの相談に行こうというように思うと例えば70キロ、80キロ離れたところでしか相談ができないというようなこともあったりするので、そういったところの現状というのでも踏まえる必要があるのではないかと思います。

あと相談者になり得る層のところ、ここは少し注意が必要だということに思っておりまして、相談する相手というのは家族や知人が圧倒的に多いというのが調査結果でも出ていたのですが、逆に家族や知人に話せないという人は家族、知人との関係だったりとか理由が何かしらあるような気がするもので、そうすると、家族とか知人、特に家族に相談者というのが限定しないことというのでも重要ではないかと思います。ですので、相談者になり得る層というのは家族だけではなくて幅広い層ということを伝えていくことも大事ではないかと思います。

また、「共に生きる力」を育む教育のところは、これを誰が伝えていくのか、誰が教育していくのかというところで、現在、教員の負担というのかなり大きくなっているかと思しますので、その部分への支援者支援につながっていくかと思うのですが、対応も重要なように思います。

4つ目の論点の部分に移るのですが、今、お話しした支援者支援の部分、NPOの支援ももちろん大事なのですが、これまでの御議論で出てきたように、行政側の担当者の方々への支援というのでもやはり重要なように思います。

最後に、5つ目の論点の部分、施策の評価や検証の部分なのですが、これは窪田委員、宮本委員からもあったように、やはりアウトカム型の指標だけではなく、例えば地方の方が施策を実施したときに積み上げていく形で評価できるようなアウトプット型の指

標というのも重要ではないかというように感じた次第です。

私からは以上になります。よろしくお願いいたします。

○菊池座長 ありがとうございます。

それでは、山野委員、お願いします。

○山野委員 ありがとうございます。本当に皆さんの意見を取りまとめていただいております。

番号の順番に行かせていただきます。1番のところなのですが、まず、ここに書かれていない層ですね。石田先生の調査結果にも関係するのですが、30代のところが高かったという結果があったと思うのです。実はコロナの調査、ここで私も御報告させてもらいましたが、子育ての孤立というのがもう2004年ぐらいから出されて、厚労管轄の中で子育て支援というのがどんどんクローズアップされました。今、話題にありました公立の児童相談所や相談機関だけで援助を行うのではなくて、子育てネットワークなど民間主体の形で、お母さん同士が支え合うとか広場事業とか、いろいろな形で住民に近い形で展開しています。

私も厚労科研で関わったのですが、2004年の調査から、子育て層、ほぼ全数把握の中の調査です。3分の1の方がフェイスブックとかSNSとかで遠い友達とは話しているのですが、近所で誰とも話さないという状態でした。子供を育てるという意味では身近なところで実際の子育てを見ながら育てていくということが非常に大事なのですが、そういう意味では、調査結果から子育ての孤立がクローズアップされました。そのことにちょっと触れていただけたらと思います。

30代というところから子育て層がかなりあるのではないかと。もうこの間も卒業生、赤ちゃんを産んだばかりの学生が話に来てくれましたけれども、普通に生きていたら孤立する。だから、どこかに相談するのは知らないとかではなくて、相談できないのが普通だという認識をみんなに持ってほしいということを話していました。それはもう彼女は社会福祉士も持っているいろいろな資源を知っている人です。それぐらい追い詰められていくというところが子育て層にはあり、ぜひ入れていただけたらというのが1点です。

それから、ここに孤立の調査の中でももちろん出されているのですが、コロナの影響のことをどこかでデータからいかに孤立が浸透しているのかというのが示されたほうがいいのではないかなと思いました。例えば、コロナ以降の不登校の増加、今の宮本先生のお話から不登校もここに入っているとすれば、以前ここでお見せしました、3分の1の子供たちが学校へ行きたがっていないという結果などです。また問題なのは、コロナ理由の欠席に関連することもあります。ここに不登校の数も挙げてくださっているのですが、コロナ理由の欠席が入っていないということをお聞きしました。数のカウントの仕方がまた違うので、コロナ理由の不登校ということが学校現場に入ったら非常に多いです。もう少し調べていただかないといけないのですが、コロナ理由の欠席というブラックボックスになっている点です。先ほどどなたか先生がおっしゃった、制度のはざまになってい

るところを明らかにするということも重要ではないかなというように思いました。そういったこの1番の実態をどう表すかということが一つ気になったところです。

それから、2点目が③のところでアウトリーチ、プッシュ型というのが書かれていて、ずっと議論にもあったと思うのですけれども、ぜひこれは重層型支援のほうでもちゃんと出されていたかと思うので、伴走型支援も入れてほしいです。これだけだったら、前も言いましたが、何となく押される感覚がある。先ほど言いました相談というのはすごい遠いと思っている人たちにとって、押されるというように思われることもあると思います。ソーシャルワークの世界ではやはり伴走型支援ということがこの孤立・孤独とか相談意欲のない人たちに対して、いかに生活レベルで関わって伴走しながらニーズを拾い上げていくかという、ここのソーシャルワークのスキルが大事にされます。ぜひ伴走型支援というのもどこかに入れてもらえないかなというように思いました。

それから、全体的にここに相談者になり得る層のこととか書かれていました。ここはもう皆さんおっしゃったとおりで、どんどん住民が、自分が今度助け、名張市の方がインタビューしたときにおっしゃっていましたが、もう本当にボランティアの人が、今度自分が初めて来たときからあなたは今度ボランティアをする、助ける側に回るのだよと、来たときからお世話係を頼まれて、参加者もお世話係をしていくのだという当たり前の文化をつくっていらっしゃるのです。そういった線引きなく相互にやっていけるというようなものをいろいろな工夫で各地域で実はやっておられる。それをももちろん先ほど宮本先生がおっしゃったことにも関係するかもしれませんが、これからどうここに掲げたことを実現していくかというところで、もう少し支援者と支援される側のかけ橋としての何かが見える、公と民、特に地域とのつながりが見えるといいなと思いました。

例えば先ほど言いました子育て支援のほうは重層支援のほうにも入っているのです。この間、全国の広場事業の取組に呼ばれて行ってきたのですけれども、皆さん、本当にそういった生活レベルにホームヘルプサービスなんかもやっておられます。それは子育てで孤立しているお母さんに対してヘルパー制度を取り入れている自治体もあつたりとか、いろいろな生活に入ってニーズを拾い上げて相談につなげていく、エンパワーしないと相談につながらないので、そういった伴走型支援をしておられる。居場所も広場だったりサークルだったり、いろいろな居場所を展開しておられる。学齢児に行くと、前も言いましたコミュニティスクールという形で地域と一体的に取り組んでおられるという。

そういった、それぞれの分野、私は児童なので児童の話をしますが、各分野で子ども食堂だったりいろいろな取組があると思うのですが、すべて可視化される。どこに住んでいても可視化されていくことが大事だと思います。高齢分野での認知症サポーターがここにいるよということなども一緒に可視化される、各自治体が分野横断的に取組が見える化していくことに取り組んでいけるように、「分野を超えてすべての資源の横断的な取組の可視化」何かそんなもう一歩踏み込んで書いていただけないかなとちょっと思いました。それぞれの施策がそれぞれ重なり合いながら横串を刺して前へ行っていくというようなところ

が見える化したらいいなと思いました。

それから、今の3番目のところで、5ページのところで皆さんが取り上げられた「共に生きる力」を育む教育というところで、本当にこれも具体的にどうしていくのかみたいなところ、誰が担うのかという、どこがどういうように担っていくのかということがもう一歩つくとれないと、掲げるだけで終わらないのかなというのがすごく気になっています。

それで前回も言いました、教育のカリキュラムの中に入れる件、前回、フィンランドの例を紹介したのですが、課程基準みたいなところ、全国教育課程基準というのでフィンランドの中で出されていることとか、参考に検討してほしい。課程のほうにどうやって盛り込んでいくのかみたいなことだったり、少なくともこども基本法ができて子どもの権利の4原則というものが明確化していますから、そういう法的なところでも教育基本法だったり学校施行規則だったり、教育のところにきちんとこういった理念が入れていけるような孤立・孤独というテーマへの向き合い方が必要だと思います。文科省が理念だけではなくて法律に手がけていくとか、もう一歩進めることにつながるような道筋を少しでも記載してほしいと思いました。

すみません、以上です。

○菊池座長　ありがとうございます。

それでは、横山委員、お願いします。

○横山委員　大変分かりやすく孤独・孤立対策の重点計画に関する議論の整理をいただきまして、本当にありがとうございます。

1ページ目の①の論点、孤独・孤立対策の方針についての4番目の○に、関係府省の施策に重点計画の基本理念・基本方針が示す孤独・孤立対策の視点を組み入れて取り組むというように記載されていますことは非常に心強く、関係府省の取組に期待したいと思っています。

施策にも関わることで細かな点を少し述べさせていただければと思います。4点ほどございます。

まず1点目でございますけれども、資料1の5ページのところ、今、山野委員も御指摘くださったところでほかの委員もそれぞれ御指摘いただいておりますが、「孤独・孤立についての理解・意識や機運の醸成等のため、情報発信・広報及び普及啓発、幼少期からの『共に生きる力』を育む教育などに加え」、豊かな人間づくりを推進の施策に関わる場所です。これと自殺予防対策にも関連することに関して少し意見を述べさせていただきたいと思います。

基本理念の中で誰一人取り残すことなくという観点もございましたので、以前、他の委員も御指摘されておられましたが、LGBTQ、性的マイノリティーの方々は自殺を考えたことのある方の割合が高いということが指摘されています。日本では男性と女性という性に関する固定概念がまだまだ強く残っています。諸外国では、ジェンダー平等に関する教育も非常に充実していきまして、幼少期から「共に生きる力」を育む教育などの施策を検討さ



れますときにジェンダー平等に関する教育も加えていただければ大変ありがたいと思っています。

ジェンダー平等に配慮した生活環境の整備も両方必要なとも思います。こういった施策を推進することで性的マイノリティーの方々の孤立・孤独についての理解・意識の機運の醸成にもつながって、孤独・孤立の予防、自殺予防にもつながるのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

2点目なのですが、これもほかの委員も御指摘があったところでございますが、令和3年の実態調査から、やはり孤独感を感じる方は生活困窮とか、あるいは年収の少なさ、仕事をしていない方、派遣社員、嘱託とか契約社員の方々に多いという結果が出ていたところでございますが、その方々に対応できる施策が少し見えづらいように感じました。ほかの先生方も御指摘がありましたように、雇用の創出、雇用の促進あるいは働き方改革もまた必要なのかもしれないのですが、ぜひこのような施策を御検討いただければ幸いです。

非常に細かな点で恐縮なのですが、ヤングケアラーのことについても述べさせていただきます。これまでの研究から、医療福祉専門職が過去に関わったケースの中でヤングケアラーがおられるのではないかと感じたと回答した方はこのような医療福祉職で35%を占めているという指摘がございます。例えばそのようなことを考えますと、訪問看護とか福祉職の方々がヤングケアラーの存在を把握できる可能性もありますので、教育現場のみならず保健医療福祉とも連携してこのようなヤングケアラーの支援の拡充をしていただくということも有効かなというように思っております。

また、今、山野委員が子育て支援の御検討ということで意見を述べられておられたかと思いますが、3ページの②の論点で、予防の観点から施策を推進というところにも関連するところなのですが、官民連携プラットフォーム分科会の2、中間整理の5ページで、DVとか虐待等のケースでは、当事者の事情により居住する地域の相談窓口や支援機関を利用することをちゅうちょする場合があるというように指摘されているのですが、恐らくDVとか虐待等のケースではハイリスクアプローチに重点を置いていますとちゅうちょというよりも、むしろ隠そうあるいは支援相談窓口とのつながりを避けられるという傾向が生じることもあると思います。子育て支援領域ではポピュレーションアプローチに重点を置いて支援していくことで継続支援をしている方々との信頼関係を構築することが出来ます。DVとか虐待等のケースでもつながりを求められるようになりますので、孤独・孤立予防、ひいてはDV、虐待予防もできる可能性もございますので、現在、そういった方向で関係省庁で御検討いただいておりますことに感謝でいっぱいでございます。

今後、施策を各自治体で推進していただきますには、恐らく仕組みづくりというのが非常に重要でございます、ガイドラインとかマニュアルの作成など、関係省庁で御検討いただければ幸いです。

あと近藤委員がおっしゃっておられましたコミュニティナースでございますけれども、

専門分野でございますので、こちらに関しましては行政保健師との在り方をさらに検討していく必要もあるかなというように思っておりまして、活動や役割をどのように担うかというところも整理が必要かと思っておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○菊池座長 ありがとうございます。

それでは、途中から御参加いただいております原田委員に御意見いただいてよろしいでしょうか。

○原田委員 途中からで申し訳ありません。森山先生のところからなので、それ以前の先生方のことを踏まえずに申し訳ありません。資料1に沿って意見を述べさせていただきたいと思います。

まず1ページのところですけれども、孤独・孤立の方向性というところで、全体のトーンがややもすると個人への対策をどうするかというのは去年と比べてぐっと具体的になっているのですが、どういう社会像を目指すのかという去年の計画の中では理念がしっかり据えられていました。社会全体でこのことに対して対応していくのだと、具体的には孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会とか誰もが自己存在感、自己有用感を実感できるような社会という、少なくともそういう社会像の下に施策があったのが、今回は具体的な個人への対策が柱なので、そういう意味では最初のところにどういう社会像を目指すのかというのが少しでもいいのでしっかり述べておく必要があるのではないだろうか。

そのときに市町村の方たちとこの話をする、地域共生社会とこの孤独・孤立対策の社会像は同じなのかどうなのかという話が出てきます。地域共生社会というのは閣議決定でされている一つの方向性ですから、むしろ新しいワードを使わなくても、地域共生社会というものを目指していくということでも決して軸はぶれないと思うのですけれども、そういう社会像みたいなものを少し一文入れておいたほうがいいのかという気がします。

その上で、先ほど森山先生もおっしゃった同世代、同性によるというところ、これはやはり少し言葉を補足しないといろいろな解釈が出てしまうと思います。次のところの社会関係資本の強化にも資するとあるのですけれども、この社会関係資本そのものの数値だけを強化するという視点でいいのかどうなのか。これもよく社会関係資本の中では議論されていることですが、単純にこの数値だけを上げようとするれば封建的で同質性の高い地域をつくってしまえばいいという話になるわけですが、孤独・孤立はそうではない、むしろ多様性を認める地域社会をどうつくるかということが大事なので、ここの強化という意味合いを丁寧に補足しておく必要があるのではないかと。

それから、2ページの分析結果の中の②の支援を受けない理由という中で、先般、報告をいただいたとおりですが、「支援を受けるのが恥ずかしい」というスティグマがあったということでした。そのところはもっと明確に、その支援を受けない理由の中にスティグマというものがあるということは記しておいたほうがよいと思います。その後の施策展開をする上でも必要なデータではないだろうか。

それから5ページのところでここはもう今、ほかの委員の皆様方からたくさんあったとおりです。自分もこの「共に生きる力」というところをもっと丁寧に具体的に記載しないといけないというのはそのとおりです。今回、それに加えて豊かな人間関係づくりを推進するというのが加わっているわけですが、この豊かな人間関係づくりも同じようにどこで誰がどうするのかということが重要です。そのときに幼少期からの学校教育あるいは家庭教育というお話もありましたが、社会教育や生涯学習の在り方、あるいは地域コミュニティのづくり方みたいなところが実はこの部分ではとても大事になってくるのかなと思います。

特にこの地域コミュニティの在り方ですとか地域コミュニティの支援の仕方、その部分というのがこれからこういう交流を促したり、あるいは人間関係づくりをしていく。特に例えば重層的支援体制整備事業では参加支援ということをすごく大事にするのですけれども、参加支援の在り方みたいなものも含めて少し補足をいただけるといいかなと思いました。

最後です。6ページ目のところで、これは山野先生が伴走型支援ということを書いていただいたのですが、この6ページの評価のところ、伴走型支援というのは要するにプロセスの支援になってくるわけですが、現行ではプロセスがしっかり評価されていないとか、成果主義でカウントされてしまうので、特にそういうひきこもりの方などの支援をしていくとき、委託事業を受けたときに、例えば行政評価の中で、成果主義で見ると何人居場所に行けるようになったのですか、何人就労できたのですかというところで見られてしまうと、プロセスがそこに生かされていない。それが人件費に反映されないので現場の職員の人たちが非常に疲弊してしまうという。そういう意味では行政評価の仕組みとしてプロセスをどう見ていくかということも、ぜひこういう孤独・孤立の支援の中では大事にいただけるといいというようなことを補足いただければと思いました。

以上です。

○菊池座長　ありがとうございます。

それでは、お入りになってすぐで恐縮ですが、駒村代理、この資料1に関して御意見いただけますでしょうか。

○駒村座長代理　すみません、かなりばたばたして申し訳ございません。まさに今の原田先生のお話からしか聞いてないので、3点、既に皆さんにはコメントされた部分なのか、されてない部分なのか、それから、事務局の説明も伺いたかったのですが、もしかしたら、事務局、確認ですけれども、この資料1は私と打合せした後、バージョンアップされたものという理解でいいのでしょうか。その辺をちょっと確認させてください。

○石川参事官　事務局です。

先日御説明したものの内容は変わっておりません。5ページの分科会2の中間整理の日付を確定した日付で11月9日と記載したのみでございまして、内容は先日御説明したもののから変わっておりませんし、本日の会議の御説明でも、この資料1に沿って御説明

をしたところでございます。

○駒村座長代理 分かりました。ありがとうございます。すみません。

では、今の原田先生の御指摘とほとんど重なる部分があるのですけれども、やはり孤独・孤立を巡る社会の背景をきちんと示したほうがいいはずです。孤立・孤独の問題の背景には、やはり格差の拡大、貧困の拡大というものがちゃんとあるわけですので、やはりこの政策としてはそれらの状況をちゃんと踏まえる。

それから、この報告書が今後、各省庁のほうで共有していただき、様々な政策における一つの手がかりになっていただくという意味では、今から各省が考えている施策が、孤立・孤独のようなことをより深刻にしないかどうかということ、格差の拡大や貧困の拡大につながり、ひいては孤独・孤立の拡大につながらないのかという点を非常に意識した施策を今後議論してもらいたいということを指摘しておきたいと思います。社会の問題ということとは少し強調したいなと思います。

それから、報告の中で2ページ、実態調査の結果から書かれていることなのですが、個人の問題として考えていいのかというと、ここも社会の問題として背景に大きな背景があるのだということは少し強調したほうが、個人の生活上の様々なトラブルとかそういう個人的な問題として捉えるのではなくて、背景として社会の大きな変化があるのだということをちゃんと押さえたほうがいいのかな、そういう書きぶりにしたほうがいいのではないかなと思います。この辺の表記ですけれども、どう反映していただくか、また修正、具体的には後で御相談を受けたほうがいいかもしれませんが、個人的な問題であるかのような、分析結果は確かにそうなのですが、そうではなくて社会の大きな変化が背景にあるということをやはり押さえたほうがいいのではないかなと思います。

それから、石田先生の分析からもあったのですけれども、孤立・孤独を感じている人は相談することの意義自体を認識していないという傾向があるという研究も御指摘があったので、やはり予防の観点からは、ふだんから気楽に相談をする、あるいは愚痴を言えるような社会を意識してつくっていく必要があるし、そういう役割を持った場所というのをちゃんと評価して維持していくということが重要なのではないかなと思います。

この辺は5ページの日々の生活環境において交流を目的として多様なつながりとなる居場所はということなのですが、特段の目的がなくても居場所として機能しているようなものはやはり評価してあげるといえる必要があるのではないかなと思います。スポーツのために来る施設だったら公費で補助するけれども、単に集いの場だったら単にたまり場ではないかという形で過小評価するのではなくて、そういった今、既にある様々な場が孤独・孤立を防止するために有益な価値があるのだと。これは様々各省、いろいろな施策を行っている中で、実は孤独・孤立、居場所づくりになっていて、孤独・孤立防止にも非常に効果があるのだという視点、そういう評価の軸を持つ必要があるのではないかなと思いますので、もう少しこの部分は既存の施策も孤独・孤立の防止のために役立っていないかという点から再評価すべきではないか。何でも新しいものを入れればいいというわけではな

と思いますので、そういう視点を持っていただきたいなと思います。

それから、民間の役割に関する記述があると思うのですね。これは6ページですね。前回のヒアリングでも、どうしても関係団体として出てくるのが社協とか住民組織とかNPOということで、民間企業を含むというのは、これは外づけにしていますけれども、民間企業は企業の通常活動の中において、要するに寄附をするとか食品を提供するとかそういう話ではなくて、通常活動の中において知り得たような孤独・孤立の課題というのがあるはずなので、これは民間企業も一つの独立した主体として、含むではなくて民間企業という形で独立していただいて、この孤独・孤立の支援の連携の中に入ってこられるようにすべきだと。ここはもう少し踏み込んだほうがいいと思っています。

具体的に言うと、消費者安全法の見守り協議会とか、社会福祉法の重層の中では、個人情報保護の壁をうまく回避しながら関係者で共有するという視点も入っていますので、そういうところに民間企業、大事な役割を果たしていくということなので、民間企業も独立して、括弧の中から出して様々な形でこの孤独・孤立の問題に関われるのだということを明記すべきである。できたらこの間、愛媛とかで示された好事例なんかも御紹介いただく、あるいはそういうことを想起させるようなまとめ方にしたほうがいいのではないかなと思います。

予防の話もしたと思いますので、取りあえず一通り申し上げたいことを以上とさせていただいて、また後でもし忘れていたことがあれば加えさせてください。すみません、ばたばた入ってきたので、以上でございます。ありがとうございます。

○菊池座長 ありがとうございます。

これで一通り皆様から御発言いただけたかと思います。

私からは1点だけ。いつも同じことを申し上げているのですが、6ページの④の4つ目、5つ目の○のところですけども、前回、自治体ヒアリングにもございましたが、孤独・孤立対策の推進と、とりわけ厚労省で進めている包括的支援体制の整備、そして、重層的支援体制整備事業との関わり、重なりというのは多かれ少なかれあるところで、委員の皆様からも複数の御発言があったかと思います。

重層事業も生活困窮者自立支援制度も経済的困窮には限らないという意味で裾野が広がっていますので、施策としての重なりがあることは間違いないわけです。しかし、その一方で、これは以前、山本室長からもお話しいただきましたけれども、厚労省のこの事業では収まり切らない部分があって、先ほど民間法人の話が出ましたが、NPO、民間法人とつながりを持ちづらいついとか、あるいは教育など他省庁に関わる施策については、こちらの孤独・孤立対策のほうで全体として推進しているのだと。ですので、孤独・孤立対策の推進による効用があるのですよということも言えるのではないかと。

私は自治体がいろいろな施策を国から受けて推進していくに当たって、これは宮本委員の御発言にも関わっていると思うのですが、いろいろやるべき施策がある中でどこをどうやったらいいのか、戸惑いながらやっておられる自治体が少なくないと思ひまして、前回

の宇和島市さんには終わった後にちょっと連絡、コンタクトを取ってみたところ、会議の委員の先生方に前向きな御発言をいただけて本当にほっとしたという、ほっとするということはやはりこれでいいのかどうかと自問自答しながら施策を自治体としても進めているという、そういうところは多いと思うのですね。やはりそういう自治体に対して、ただ施策を推進してくださいということではなく、また、単に好事例を示すだけではなく、その施策を推進しやすいように対応の方向性あるいは留意点等を示してあげるということで後押ししてあげることが必要なのではないかと思います、通知等でそれを示すということももちろんあると思いますが、可能であれば何らかの形でそういったメッセージを重点計画にも盛り込んでいただけたらいいのではないかと思います。

これからどこまで本格化するかまだ分かりませんが、国として住まい支援、居住支援対策を行っていくことが期待されていて、それも結局、自治体に対して推進してくださいよという話が出てこざるを得ないと思うのですが、そういった様々な施策が出てくる中で、その意味でも当初から施策間の連携、相互活用といったものを意識したメッセージを自治体等に発していただきたい。少しでもそういうメッセージを入れ込んでいただけたらというのが私の意見でございます。

それでは、まだ少し時間がございますので、2巡目の御発言、お手をお挙げいただければ御発言いただきたいと思いますが、私から1点、特に重要だと思ったのが、原田委員、駒村代理から社会像の議論が今回あまり出てこないという話がありまして、それに関してすみません、宮本委員、もしよろしければ、原田委員からは孤独・孤立対策の社会像と地域共生社会の社会像が、重なり合っているのではないかという話がございまして、そうすると、私が先ほど発言申し上げたような施策、具体的な施策の重なりというのもスムーズにいく面も出てくるのかなとは思っているのですが、まず、宮本委員は地域共生社会の議論に最初から深く関わっておられますし、その辺りで何か御知見があればぜひ伺いたいと思ひまして、すみません、私からの指名で申し訳ないです。

○宮本委員　ありがとうございます。

どこまでお答えできるか分かりませんが、私は原田委員、駒村委員から社会像を明確にという御指摘があったことに半ば賛同なのですが、半ばなんて言い方をなぜするかというと、やはりこの孤独・孤立の問題というのはいかに関わる人々を広げていくか。これは政治であれ、行政であれ、あるいは民間のアクターであれですね。そこが鍵ではないかというように思っています。そこで、何か厳密な社会像というのを打ち出したときに、まずそこに対する違和感というのが壁になってはいけないなというように思っています。孤独・孤立をなくしていく、つながりを強めていく、その限りでは漠としたところがあるのですけれども、その曖昧さも武器にするべきではないかというようにも思っています。

ただ、同時に、日本社会の中ではつながりとかコミュニティというのがある意味で人々を束縛する。特にジェンダーバイアスを拡大再生産する、さらには御発言もありましたけれども、LGBTを排除するような形で機能してきた事実があります。だから、何かそうし

た問題を前面に出さないまでも、コミュニティ、つながり、絆を言うに当たって、やはり適宜つながり直す、離脱できる、選べるという条件を確実に入れ込んでおくということがポイントなのかなというように思います。

選べる、離脱できる条件が確保されるならば、これはVoice and Exitの論理ですが、そうしたつながりの中で当事者がつながりのありようを是正することも可能になっていくわけでありまして、最終的には、別なつながりに場を移していくということもできるようになっていくわけでありまして、そこはしっかり担保されるべきだなというように思います。であるのですが、やはりがちっとした社会像から入っていくよりは、少しポジティブに漠然であるということは、こういう言い方ができるのかどうか分からないのですけれども、一つ条件として大事ではないかなというようにも思っています。

取りあえず以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

今のこの点に関しまして、委員の皆様からさらに御発言いただける方がいらしたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

近藤委員、どうぞ。

○近藤委員 ありがとうございます。

地域共生社会の話とゴールは同じなのかという点に関して、私はこの委員会に参加させていただいた最初のほうにそのことをすごく考えました。地域包括ケアシステムと地域共生社会の話の関係の議論に近いなと思ってしまして、地域包括ケアも地域共生社会を実現するための仕組みとして位置づけられているというのが私の理解です。孤独・孤立対策もある意味、孤独・孤立の二次予防が中心ですね。そのためのネットワークをつくり、それが活用しやすい仕組みをつくっていく。だから、孤独・孤立対策のための地域包括ケアの仕組みづくりというのが今、議論されているわけですが、最終的に目指しているのは、予防にとどまらず、共に助け合う社会、つまり共生社会と言ってもいいのではないのかと思います。

そういうこともあって、最初のほうに私、孤独・孤立の予防だけだと今、孤独・孤立になっている方々を弱い存在と位置づけてしまうというようなことの懸念もありましたので、最終的には今、宮本委員からもあったように、孤独・孤立に一旦陥ってもまたそこでつながりたいときにつながれる体制を作り、支援の側にもなりえる、孤独・孤立との共生というような考え方も大事なのではないかなと思って発言した経緯があります。ですので、共生社会づくりというのがゴールであるというように私のほうは理解しています。

○菊池座長 どうもありがとうございます。

原田委員、どうぞ。

○原田委員 ありがとうございます。

宮本先生のおっしゃった趣旨と自分も同じです。画一的な一様の世界観をそこで社会像として示すということではもちろん毛頭ないのです。ただ一方で、これも去年から議論し

てまいりましたように、やはり孤独・孤立は自己責任だとか、そういう部分に対してそうでないというメッセージ。これから我々が目指すべき、今、近藤委員も言っていたいた多様性だとか包摂的な社会とか、それはがちがちでなくて、宮本先生が言う緩やかなとか曖昧なみたいな、そういうポジティブな意味でこういうものを目指すという政策の方針みたいなものが何かメッセージとして、去年も理念というのを先に出していただいていたのですけれども、そこをきちっと整理をしておく必要があるかなという方向性については今、委員の先生方がおっしゃっていただいたことと同じようなことを思っています。

○菊池座長　ありがとうございます。

ほかにはこの点に関して御発言がおありの方。

駒村代理、どうぞ。

○駒村座長代理　今の原田先生の話と同じで、何か社会の具体的なモデルを提示しようとか言っていることではなかったのです。今の原田さんの話とまさにそのままなのですけれども、個人の責任である、個人の問題であるというように捉えられないように、社会との関係で起きている問題なのだとすることを明確にすべきだという意味での発言なので、宮本先生の先ほどのお話とは全く矛盾してないというか、そういう趣旨です。

この孤立・孤独がなぜ悪いのかというのは、やはり個人の健康、心身の健康にもよろしくない。それから、前もお話ししたように様々な社会問題、例えば御本人にとっても都合の悪い問題が起きてくる。例えば消費者被害に遭いやすくなる確率、リスクが上がってくる。さらに、これはもう研究があるわけですので、周りに相談することもなく様々なことで思い詰めていった結果、消費者庁でも議論されているような様々な被害に遭うリスクも上がってくる。

それから、恐らく社会全体の安定性にも悪影響を与える。これも研究があるわけですので、社会の健康も損なうという問題なので、個人の問題として孤立・孤独はもう個人の自己責任だよねとかという話ではなくて、孤立・孤独の問題が起きてきた背景というのは大きな社会の変化があり、さらに、そこから起きることは社会全体にも影響を与えるのだということで、そういうことを書いたらいかがですかという趣旨でございまして、社会モデルを提示しろというところを申し上げているわけではないということをちょっと強調したいと思います。

以上です。

○菊池座長　ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○宮本委員　宮本です。いいですか。

○菊池座長　どうぞ。

○宮本委員　もう原田先生と駒村先生と全くその辺り、見解の相違がないことは百も承知の上で書きぶりの修文の仕方として申し上げた次第です。すみません、失礼をいたしました。



○菊池座長 ありがとうございます。議論は深まったのではないかと思います。

地域共生社会という言葉を使うかどうかは、ここでは切り離して、原田委員からお話がありましたように、今回は少なくともここでの議論は個人に対してどう対策、アプローチしていくかという議論が中心だったので、最初に立ち戻って、これは個人の責任ではないという、やはりそこを忘れずに書き込んでおいてほしいという、その辺りは委員の先生方、一致していると思いますので、事務的にはその思いというか、そこを受け止めていただけるということですのでよろしいですね。

○石川参事官 ありがとうございます。

実は現在の重点計画でも、孤独・孤立の問題というのは、社会の変化によって生じてきたというところから来ている問題であるという趣旨で書いておりますし、孤独・孤立の問題への対応も、個人というよりは社会全体で対応していくという観点が重要であることを今も書いております。そういった考え方については、先ほど委員からお話があった考え方に沿って現在でも書いているつもりですけれども、さらにその辺をどうブラッシュアップできるかというのは、今日の御意見を踏まえて検討したいと思っております。

○菊池座長 よろしくをお願いします。ありがとうございます。

それでは、ほかの観点からの御意見等も含めて何かあればお願いします。

山野委員、どうぞ。

○山野委員 すみません、ありがとうございました。

今の議論も、だから、大きな風呂敷があって、こういう理念とこういう方向性というか捉え方というのがある。だけれども、具体的に道筋が見えていくという何か両方が必要なのだらうなと思って、そこは今のお話でいくと、社会の問題として捉えるという、その感覚をずっと抜けないように記述していく必要があるのだらうなと、今日の皆さんの意見を聞いて思いました。個人になってしまうような記述になっている部分もあるかもしれないという、そこをもう一回ブラッシュアップしていただいたらどうかなとちょっと思いました。

今、手を挙げたのは、最後にそのことが評価に関連していく必要があると思ったのですね。それは皆さんがおっしゃっていた何人改善しましたという話ではなくて、どちらかといえば私は先ほども申し上げた、いろいろな子育て施策だったり高齢者の施策だったり障害の施策だったり、いろいろなところでインフォーマルな身近なベンチを置くという話が前、駒村先生からありましたけれども、そんな取組がいろいろなところに出てきて、それがどれぐらい占めてきたのかとか、例えばもし評価するのだったらそういう視点も、施策間交流していろいろな施策同士を使い合える。子育て層が高齢者のたまり場に一緒に行つてうまくいくということもあります。実際例もたくさんあるのですけれども、何か施策間が交流していくということだったり、その数がどれぐらい、何%ぐらい。

私が言う何%というのは、前も言いましたが、孤立・孤独は今日の調査でも何%はいるのだということを初めに打ち出しているわけですから、住民の中の何%ぐらいがそこに参

加しているのかとか、あるいは何か所ぐらいできて、自治体の規模の中でどれぐらいの箇所数ができるのか、高齢者施策、児童施策様々な分野の施策を合計していく、見える化していく必要があると思います。先ほども出ていました企業の取組でもそうですし、こんなのでいいのだとか、こういう取組があるのだと皆さんが分かって広がっていくような評価指標につながったらいいなというように思いました。

先ほども出ていた、私も申し上げた、特別な人ではない。決して孤立・孤独が特別な人ではなくて変幻自在に支援の担い手になったり受け手になったりという、そういう関係性をつくっていくとすれば、そういった施策の全体像を見せて、またそれが評価につながっていくような形が必要だと思います。ありがとうございました。

以上です。

○菊池座長　ありがとうございます。

それでは、森山委員、どうぞ。

○森山委員　ありがとうございます。

私からちょっと横山委員が御発言されたジェンダー平等に関する教育の部分について少し触れさせていただければというように思います。これは相談の現場では非常に重要であるというように思っていて、相談を受ける相談員側もトレーニングをかなり積まれている方は多いとは思うのですが、最近話題になっているアンコンシャスバイアスみたいな無意識のバイアスというのもあるというように言われていて、態度に表れてしまっていたり、ちょっとした受け答えのときに出てしまう可能性もあったりというのが指摘されています。

この辺りは山野委員や横山委員が詳しいとは思いますが、もし、いわゆる昔ながらのジェンダーを意識した発言であったり、これはLGBTQの方にも対してもそうですし、例えば妊産婦の方に対してでしたりとか、あるいは離婚をされる方とかに対してそういった発言だったり態度があったりすると、相談をした際に、もう二度と相談しないというような形になってしまったりですとか、逆に相談する人が増えたとしても孤独感を強めてしまうということもあり得るのかなというように思っていて、このジェンダーの部分の特にジェンダー平等に関する教育というのはやはり非常に重要ではないかなというように感じています。

また、原田委員がおっしゃったように、支援を受けることに対するスティグマがあれば、周り側にまだまだ孤独・孤立に対するスティグマがあるということも相談できなくなってしまうことにつながっているように思いますので、このスティグマの部分も少し考える必要があるのではないかなというように思った次第です。

以上になります。

○菊池座長　ありがとうございます。

近藤委員、どうぞ。

○近藤委員　今の今年度版の案がまだ出てないので、もしかしたらもう検討されているか

もしれないのですが、先ほど言い忘れたのですが、活動の評価とか科学的な推進というところがもう少し強調されていてもいいのかなと思いました。エビデンスをつくっていくことをしていかないと、今、コロナで非常に関心が高まっており、対策が進められていますが、それが落ち着いた後には忘れられてしまうということが起きないかというのをちょっと懸念しております。

例えば諸外国では助成金を出すときにその数%を必ず事業の評価に充てるようにということを義務づけるファンドも存在するというのを聞いております。そういったことも可能なのかな、なんて思いますし、評価を義務付ける、あるいは評価を努力義務とすることで現場の活動とアカデミアとの連携が深まって科学的に福祉の取組も推進していくための後押しになるのではないかななんてことを考えます。

あともう一つ、今、JSTのRISTEX等でも孤独・孤立の予防に向けた研究開発というのがまさに進められていて、とてもすばらしいことだと思っています。ぜひこれを継続していくように促していただきたいと思います。そしてまた、こういった新たな社会の仕組みをつくっていくための取組というのは、最低でも成果が出るためには5年必要で、大きく成果を上げるには20年は必要だろうなんていうような意見が大体研究者の間では出ています。そういうことを考えると、できるだけ長期に息の長い活動ができる研究プロジェクトなんていうものも必要なのではないかなと感じています。5年以上継続できるプログラムといったもののイメージです。

あとは、資料3の7ページに制度の事例として生活困窮者自立支援法と重層的支援体制整備事業の2つが書かれているのですが、この2つ、非常に幅が広くていろいろな活動ができるのですが、反対に何をしていたらいいのか、まだまだ考えあぐねているという意見もよく聞きます。

そこで、もう一つ、医療の立場として一つ事例に挙げてほしいのは、被保護者の健康管理支援事業です。生活保護受給世帯への健康支援をするものですが、これが令和3年1月から福祉事務所に義務づけられていて、その具体的なつくり込みも進んでいるところでして、これをやるために各自治体の福祉事務所と保健センター、あと地域の医療機関等との連携を深めてきているという現状があります。目的が具体的で、コンテキストが明確な分、分かりやすいのではないかと感じているところです。

すみません、先ほどのエビデンスの話に戻るのですが、例えば今、全国の休眠預金を活用した社会包摂の活動支援なんていうのが始まっています。私も夜間の青少年の居場所づくり活動の評価についてのアドバイスを欲しいということでコラボレーションの話が出ています。休眠預金を使ってそういう支援をするのはすばらしいのですが、それは逆に休眠預金がなくなってしまうと終わってしまうのかな、なんていう懸念も感じています。

最初に申し上げたように、休眠預金という経済資本を使って社会関係資本を増やすための取組というように考えると、この活動がどれだけ実際に量として人々のつながりを増やしたのか、つながり資本を増やしたのかなんていう視点で評価していけないと、何か支援

金をばらまいて終わりなのかというような批判を受けることにもなってしまうと考えるところでは。ぜひそういったことが可能となるような評価の仕組みとか計算式とかそういった研究というのもこれから推進されていくべきなのだろうというのを感じているところです。

以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

原田委員、どうぞ。

○原田委員 ありがとうございます。

これは実は先ほど近藤委員との中でやり取りの中であった一つなのですが、こういった支援をしていくときの専門職の役割ということを考えていくときに、実は専門職養成のカリキュラムの中にこういった孤独・孤立ということをしっかり織り込んでいく、その上で多職種連携のそういうことができるようなイメージ。つまり、保健医療福祉の専門職だけではなくて、今回の話でいくと教師を養成する教育学部みたいな教員養成のカリキュラムの中にもこういったものが入ってくるとか、何かいろいろな対人援助、人と関わる職種のカリキュラムの中にこの孤独・孤立みたいなものがきちっと入って、それを前提に多職種連携がしっかりできるようにしていくことも大事です。具体的には多分④の中の地域の関係者という専門職養成の話にもつながるのだらうと思いますし、必要なことかなと思いました。

○菊池座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

横山委員、どうぞ。

○横山委員 ありがとうございます。

今の近藤先生の評価の視点というのは非常に重要だと思っています。現場では施策を実際に実施しても評価をする時間がなかなかない現状がございまして、やはり評価の視点とかどのように評価していくとか、そういったことも施策を掲げていただくときに検討しておかないと事業をやりっ放しになりかねません。スクラップ・アンド・ビルドを今後ずっと進めていこうとするときになかなかそれができない、よりよい施策の構築ができないということにもなりますので、ぜひ評価の視点も御検討いただいて立案していただければと思っています。

以上でございます。

○菊池座長 ありがとうございます。

それでは、山野委員、どうぞ。

○山野委員 すみません、ちょっと補足をさせてもらいたいと思って、今、原田委員もおっしゃられた、私が先ほど申し上げた教育カリキュラムの話は、教師になる教職課程にも必要です。実は昨日も兵庫教育大の先生からコラボレーション教育をしたいからというこ

とで御相談を受けたのですけれども、全く福祉は教えられていないし、全く虐待とはとか生活保護とはということは基本的に教えられていないのですね。

先ほど申し上げた教育の力というのは学校だけでいいのだという意味ではないのですけれども、その教育を受けた子供たちは大人になっていきます。やはりスタートラインにおいて、孤立・孤独という懸念とか考え方を形成していくことを検討すると、教育カリキュラムの中にスティグマの問題とかを入れるような意味で子どもの権利の4原則とかも申し上げたのですが、まずは教職課程の中で孤立とは、孤独とは、福祉とは、コラボレーションとは、などをきちんと入れる。この動きの中で大枠としてこの点を押さえていただきたいと思います。それは対象が教育分野つまり学校だけでいいのだという意味ではなく、何度も申し上げる教育はひとが育つスタートラインだということなのです。全ての子供たちが受けていくベースになるという意味でぜひ御検討いただけたらと思います。

以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

○窪田委員 では、すみません、窪田です。

○菊池座長 窪田委員、どうぞ。

○窪田委員 今のことも関連しますけれども、これは先ほどもおっしゃっていたことでもあります。共に生きる教育というものの具体的なカリキュラムを明確にしていくというプロセスと、それから、教職課程でそれを学んだ教員が学校にいらっしゃるということはパラレルに進まないといけないというように思います。

それから、学校は地域の拠点でもあるので、そこで共に生きる教育をしていく上では当然その地域の方がそこに入ってこられたりとかするところで、学校のコミュニティの拠点としての機能が自然にそういう形でないと意味を持たないということも含めて、この教育のカリキュラムを明確にしていくとか、それを教育課程に位置づけることについては、この辺りは本当に文科省にかなりしっかりとやっていただく必要があると思いますけれども、学校においてこの辺りが進むことは、子供のときからという意味もそうですし、それから、校区というのは別に学校だけではなくて地域も含めた拠点としての機能も重要だと思いますので非常に重要だと思っています。

以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

それでは、そろそろ時間ですので、最後、石田委員で閉めさせていただいてよろしいですかね。では、石田委員、お願いします。

○石田委員 評価の話がかなり出ていたので、私自身はどちらかというと評価の必要性は分かるものの、若干評価が独り歩きする可能性というものもありますし、ある指標をつくと本当にそれだけに収れんされてしまう可能性があるというのは十分注意すべきだなというのと、あとやはり評価にそぐわないからなくせばいいというようなものではないも

のも結構たくさんあるということは知ったほうがいいのではないかなという気がして、例えば公園なんかだと、公園を利用している人がいないから潰せばいいやというようになってしまうと、なくなった途端に地域の人がすごいがっかりしたりだとか、しゅーんとしたりすることというのはあったりするわけなのですね。

ですから、単純に利用率だけではなくて、それが存在しているということが意外と住民にとっては重要だということがあったりするので、評価するというのを大事だというのは確かにそうなのですが、評価軸とは関係なくインフラとして残すべきものというのはやはり非常に重要なので、特にインフラとして残すべきものというのが意外と孤独・孤立というのを防ぐ上では何か最後の防波堤になっているとかということもあると思うので、その辺りの吟味をやはりしていただきたいというのは私からの意見です。

○菊池座長　ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、そろそろ御意見は出尽くしたようですので、ここまでとさせていただきます。最低でも5年かかるという話もありましたし、教職課程でしっかりカリキュラムに入れていく、専門職養成の中で入れていくという話になると、まさに10年、20年単位で考えていくということにもなり得ると思いますので。そこは孤独・孤立対策に政府としてどこまで本腰でやる覚悟があるかということにもなってこようかと思います。

幅広い視点から貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。次回も同様に重点計画についての議論を行わせていただきます。

最後に、事務局からお願いいたします。

○石川参事官　本日はどうもありがとうございました。

次回の会議につきましては、また改めて御連絡いたします。よろしくお願いいたします。

○菊池座長　それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。

本日も誠にありがとうございました。お疲れさまでした。